



## 「内部被曝を過小評価するな」

—— 被害者の会が「黒い雨」地域の拡大を県・市に要請

### 実態調査で「降雨地域」は現状の5～6倍にも

広島県「黒い雨」原爆被害者の会連絡協議会は7月25日、広島県と広島市に黒い雨の降雨地域の拡大を求める要請書を提出し、日本共産党広島市議団も同席しました。

県と市は、2008年から2009年にかけて原爆被害者実態調査を実施。その結果、現在国が認めている黒い雨降雨地域(宇田降雨図)の5～6倍の範囲で黒い雨が降ったことが明らかになり、県と市は国に対して黒い雨降雨地域の拡大を求めています。

国も「広島市・県の調査を重く受け止め、専門家による検討を行う」として、これまでに検討会を4回行っています。しかし、8名の検討会委員のうち、4名が国の諮問機関の構成員であるため、放射能の影響を認めないという結論になりかねません。

そうした中で今回の要請は、国の検討会に対し、黒い雨の被災者や広島原爆の実態をよく理解している学者・研究者の意見を聞き、内部被曝の科学的知見なども踏まえた判断をするよう求めたものです。

### 何も知らないまま「汚染水」を飲み内部被曝

福島原発事故では、放射性物質で汚染された水や食品を摂取することによる内部被曝が問題になっています。

同協議会が独自に行った調査(右枠参照)によると、66年前に黒い雨が降った地域の人々は、何も知らないまま黒い雨を浴び、汚染された水やホコリなどで内部被曝していることは明らかです。

県と市の実態調査でも、同地域では「被爆者」と同様の体調不良が認められ、専門家が行った調査結果でも多重癌の人が多く、高い死亡率が放射線の影響を裏付けています。

被爆者の高齢化が進むなか、「黒い雨」降雨地域を拡大し、国の責任で必要な医療を行うことが待ったなしです。

今回の要請では、「国の検討会をヒロシマで開いてほしい」「黒い雨を浴びた人の死亡原因・健康状態を国の責任で調査してほしい」との声が出されました。国に降雨地域の拡大を認めさせるため、日本共産党市会議員団は「黒い雨」被災者の皆さんと力を合わせて頑張ります。



県と市(左側)に要請する「黒い雨」原爆被害者の会の高野正明会長と同会のメンバー

### 原爆が投下された日に山県郡穴阿地区の小川で「黒い雨」を浴びた6人の証言と現在の状況

「6人で泳いでいると黒い雲が広がり暗くなってきた。雨が降り出して河原に上がった。小雨から大雨になり、みんな頭から真っ黒になりビックリして帰った」(1945年8月6日のこと)



【写真】穴阿地区の水泳場

| (当時)    | 現在の状況  |
|---------|--|
| Aさん(高2) | 1990年、肺癌で死亡。59歳。                                   |
| Bさん(高1) | 2005年、胃癌で死亡。74歳。                                   |
| Cさん(小6) | 79歳。長年、体のかゆみに悩まされる。2001年頃から前立腺肥大の治療をうけている。         |
| Dさん(小6) | 79歳。原爆が落ちて28年後に鼻血が止まらず危篤状態に。その後も耳鳴りや歯が抜けて苦しんだ。     |
| Eさん(小3) | 76歳。白血病で入院、現在も治療中。今年1月、大量の鼻血出血。                    |
| Fさん(小2) | 74歳。21歳頃、喘息に悩む。1994年喉の腫瘍手術。2007年前立腺癌。ひどい耳鳴りに悩まされる。 |

# エアコンが購入しやすくなりました

—— 購入資金を借りた場合でも「収入」に含めないと厚労省が通知

これまで、生活保護世帯が社会福祉協議会から冷房設備の購入資金を借りた場合、「収入」とみなされて保護費が削られるため、「貸付制度を利用できない」という声があがっていました。

しかし、近年の酷暑で、高齢者の室内での熱中症が社会問題となるなか、広島市生活と健康を守る会は広島市に対し、「不幸な事態を見過ごさず、エアコンを購入しやすい制度にしてほしい」と要望してきました。

この問題で日本共産党の田村智子参院議員は、7月14日の国会で、「せっかくの貸付金も収入とみなされるために、実際は生活保護世帯が活用できない」と政府を追及。エアコンが購入しやすい制度に改めるよう要求しました。

これをうけて厚労省は7月19日、収入とみなさない対象を「暖房設備購入のための貸付金」から「冷暖房設備購入のための貸付金」と改め、都道府県に通知しました。

全国各地での生活と健康を守る会と日本共産党の運動が一步前進した成果です。



医療費の支払いに困っている人も医療を受けられる

ご存知  
ですか?

## 無料・低額診療事業

お金が無くても医療を受けられる「無料・低額診療」という制度をご存じですか?

収入の無い人や所得の低い人が、経済的な理由で受診できないという事態にならないよう、無料または低額な料金で受診できる制度で、社会福祉法(注)に定められています。外国籍の人もこの制度を利用できます。

都道府県の認可を受けた医療機関が「無料・低額診療」を行っており、広島市には1か所、『<sup>えきさい</sup>広島掖済会診療所』(南区宇品海岸2丁目12-35 電話082-251-2565)があります。

保険証があっても病院窓口での3割負担が支払えないため、受診できずに重症化させるケースもあります。また、退職後に国民健康保険料が高くて入れず、無保険になってしまったケースも少なくありません。

ホームレスの人に限り、受診する場合は区役所の紹介状が必要となりますので、各区生活課にお問い合わせください。

なお、広島市の国保加入者は、収入が生活保護基準の1.1倍以下であれば一部負担(窓口負担3割分)の減免制度が利用できます。詳しくは各区保険年金課にお問い合わせください。

|      | 生活課      | 保険年金課    |
|------|----------|----------|
| 中区   | 504-2572 | 504-2555 |
| 東区   | 568-7726 | 568-7711 |
| 南区   | 250-4104 | 250-8941 |
| 西区   | 294-6119 | 532-0933 |
| 安佐南区 | 831-4940 | 831-4929 |
| 安佐北区 | 819-0576 | 819-3909 |
| 安芸区  | 821-2806 | 821-4910 |
| 佐伯区  | 943-9726 | 943-9712 |

(注)社会福祉法第二条第3項の9  
生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業